

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社山王		コード	3441
提出日	2025/10/8	異動（予定）日	2025/10/28	
独立役員届出書の提出理由	株主総会に社外取締役の選任議案（再任）が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	肥後治樹	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	神尾 諭	社外取締役	○							△							訂正・変更	有
3																		
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当ございません。 株式会社西原商会顧問に就任しておりますが、当社と株式会社西原商会との間には取引関係はございません。 肥後治樹氏は2019年10月29日開催の当社定時株主総会において社外取締役に選任され、2019年10月11日付けで独立役員の届出を行い、現在に至っております。	肥後治樹氏は、独立役員の属性情報に該当いたしません。次の点において一般株主と利益相反の生じる恐れがなく独立性を有していると判断し、引き続き独立役員として指定し届出をいたします。 1. 同氏は国税庁入庁後37年以上にわたる国税業務経験を通じ、企業財務・税務分野での豊富な知識・業務経験を有しており、客観性・中立性をもって経営を監視できる立場にあります。 2. 同氏は、現在亜細亜大学法学部教授に就任いたしておりますが、亜細亜大学と当社の間には取引関係は一切ございません。 3. 同氏は、2024年11月に株式会社西原商会顧問に就任し現在に至っておりますが、株式会社西原商会と当社の間には取引関係は一切ございません。 4. 当社取締役就任後、当社と特別利害関係を有する等、一般株主と利益相反の生じる恐れのある状況は一切発生していません。
2	神尾 諭氏は過去に当社の主要な取引先である金融機関（りそな銀行）において、複数の支店長等を歴任した後、2015年4月にりそなビジネスサービス株式会社執行役員ローン融資サポート部長となり、その後は執行役員監査室長、常務取締役、顧問を歴任したのち、2020年11月に退職しております。現在は2020年12月に川岸工業株式会社独立社外取締役及び2025年1月に株式会社トップウェル社外取締役に就任しておりますが、当社と川岸工業株式会社及び株式会社トップウェルとの間には取引関係はございません。 同氏は2019年10月29日開催の当社定時株主総会において社外取締役に選任され、2019年10月11日付けで独立役員の届出を行い、現在に至っております。	神尾 諭氏は、独立役員の属性情報に該当いたしますが、次の点において一般株主と利益相反の生じる恐れがなく独立性を有していると判断し、引き続き独立役員として指定し届出をいたします。 1. 同氏はりそな銀行を2015年4月に退職し、10年以上経過しております。 2. 2015年4月にりそな銀行傘下のりそなビジネスサービス株式会社に入社後、執行役員ローン融資サポート部長、執行役員監査室長、常務取締役、顧問を歴任し、2020年11月に退職しております。りそなビジネスサービス株式会社と当社との間には取引関係はございません。 3. 同氏は2020年12月に川岸工業株式会社独立社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、川岸工業株式会社と当社との間には取引関係はございません。 4. 同氏は2025年1月に株式会社トップウェル社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、株式会社トップウェルと当社との間には取引関係はございません。 5. 同氏は金融機関において長年にわたる業務経験と幅広い見識を有する人材であり、豊富な経験を活かして広範な観点から中立性、客観性をもって当社の経営を監視できる立場にあります。 6. 当社役員就任後、当社と特別利害関係を有する等、一般株主と利益相反の生じる恐れのある状況は一切発生していません。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。